

仙台市中心部まちづくりプロモーションコンテンツ制作及びウェブサイト構築・運用業務委託 仕様書

1. 業務名

仙台市中心部まちづくりプロモーションコンテンツ制作及びウェブサイト構築・運用業務委託

2. 業務目的

本市が迎える“100年に一度の都市変革の好機”を確実に捉え、「せんだい都心再構築 2036※」の推進に向け、中心部のまちづくりに関する施策・事業の魅力と将来イメージを総合的かつ戦略的に発信し、更なる民間投資の誘発及び都市ブランドの向上を図るため、専用ウェブサイト、PR 動画、パンフレット及びロゴマークの制作を一体的に実施することを目的とする。

※詳細については、別紙 1「せんだい都心再構築 2036」のとおり。

3. 実施方針

1) 民間投資の最大化を見据えた戦略的・一貫性の高いプロモーションの展開

専用ウェブサイト、PR 動画、パンフレット、ロゴマークの制作を統一したデザインかつ一体的に実施することで、都市の将来像や施策に対するメッセージに強力な一貫性を持たせる。これにより、「せんだい都心再構築 2036」等がもたらす事業機会の魅力をデベロッパーやビルオーナー、投資家等のターゲット層へ効果的に訴求し、更なる民間投資の誘発へとつなげる。

2) 仙台の都市ブランド向上と「100年に一度の都市変革」の臨場感の伝達

単なる行政情報の提供にとどまらず、都市機能、交通利便性、ビジネス環境等の優位性、本市が迎えている歴史的な都市変革の躍動感や、今後のまちづくりによってもたらされる期待感のある将来イメージを視覚的・情緒的に訴求する。高品質かつクリエイティブなコンテンツを通じて国内外に独自の都市ブランドを発信し、仙台のプレゼンスを高める。

3) アクセシビリティとユーザビリティに配慮した効果的な情報発信基盤の構築

ターゲット層が知りたい情報へスムーズにアクセスできるよう、ウェブサイトの優れたユーザビリティやマルチデバイス対応を確保する。また、制作した各コンテンツが相互に連携し、SNS 等とも連動しやすい運用体制を整えることで、情報拡散の効果を最大化する。

■ 対象とする主なターゲット層

- ・ デベロッパー、ビルオーナー、投資家、国内外のグローバル企業

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

5. 履行場所

発注者の指定する場所

6. 業務内容

1) 専用ウェブサイト制作

- ・モーションやエフェクト、BGM 等を用いて、ターゲット層が、本市に興味・関心を抱く魅力的なランディングページを制作すること。
- ・業務目的及び実施方針を踏まえた企画や画面の構成、デザイン案等について具体的に提案すること。掲載内容について、発注者から指示があった場合はこれに従うこと。
- ・プロモーションサイトに誘導する方策や閲覧者を離脱させずにより詳細な情報（他のWeb ページを含む）へ誘導する方策を盛り込むこと。
- ・ウェブサイトの公開時期は、令和 9 年 3 月上旬を想定する。また、公開までのスケジュールを作成すること。
- ・日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語で閲覧できるようにすること。
- ・データの漏えい、改ざん等を防ぎ、個人情報の保護を的確に行うこと。
- ・動作環境は下記のとおりとする。

ブラウザ：Microsoft Edge、Chrome、Safari ※構築時点で最新のもの

- ・ユーザビリティ及びアクセシビリティとして、利用者の誰もが、目的の情報に分かりやすく到達できるサイト構成・デザイン・レイアウト・カテゴリ分けに配慮するとともに、仙台市ウェブサイトアクセシビリティガイドラインに従い、JIS X 8341-3:2016 の要件を可能な限り満たし、総務省が公開している「みんなの公共サイト運用ガイドライン2024年版」の要件への準拠に努めること。

2) 動画制作

- ・業務目的及び実施方針を踏まえた効果的な内容を提案し、動画の制作・編集を行うこと。掲載内容について、発注者から指示があった場合はこれに従うこと。
- ・動画制作において必要となる素材については、主に受注者で準備をすること。必要に応じて撮影が必要な場合は受注者で撮影を行うこと。撮影に費用が発生する場合は、受注者で費用を支払うこと。
- ・動画に挿入するナレーター、BGM 等については受注者で準備すること。なお、使用に際しては本市と協議を行うこと。ナレーターへの謝礼、音楽使用料については、受注者で用意すること。
- ・3分程度の動画（スタンダード版）及び 15 秒程度の動画（ショート版）の 2 種類の動画を制作すること。なお、動画の時間については、利用する場面や構成等により変更となる可能性を含むものとする。
- ・作成した映像には、適宜字幕（テロップ）を付与すること。
- ・多言語対応とするため、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語字幕版を作成すること。
- ・動画は MP4 形式で作成することとし、後日 YouTube チャンネル等で公開することができるようにすること。
- ・動画サイズは、フル HD 以上とすること。

3) ロゴマーク制作及び使用マニュアル制作

「せんだい都心再構築 2036」及び「2036 年プロジェクト※」の認知度向上、民間投資の機運醸成及び情報発信の強化を目的として、統一的に使用するロゴマーク及びロゴマークの使用マニュアルを制作すること。なお、ロゴマーク及び使用マニュアルともに「せんだい都心再構築 2036」及び「2036 年プロジェクト」それぞれについて制作すること。

※詳細については、別紙 2「2036 年プロジェクト」のとおり。

【求める条件】

- ・本市の有するポテンシャルと都市の変革を表現するとともに、行政としての信頼性と民間事業の革新性を兼ね備え、高い訴求力及び発信力を有すること。
- ・長期にわたり活用できる普遍性と持続性を備えたデザインであること。
- ・「せんだい都心再構築 2036」及び「2036 年プロジェクト」のロゴマークは、それぞれ独自性を有しながらも、相互に親和性を感じられるデザインであること。

【留意点】

- ・各ロゴマークについて3案以上ラフデザインを作成すること。絞り込まれたデザインに対して2回の修正を行う。また、制作にあたっては、意図及び表現の説明資料を作成すること。
- ・完成データは、印刷物及びデジタル媒体での利用を考慮し、AI(Adobe Illustrator 形式)、PNG、JPEG、PDF 等で納品すること。
- ・デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権、商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。
- ・生成 AI による画像・デザイン等の生成は可能とする。ただし、生成物を使用する際は、第三者の著作権、商標権、その他一切の知的財産権及び権利利益を侵害していないことを受注者の責任において確認しなければならない。
- ・印刷物、ウェブサイト等への掲載、のぼり旗等、幅広い用途において活用しやすいものであること。
- ・モノクロで印刷した場合であっても、視認性が高くロゴマークの区別ができるデザインとすること。

【マニュアル項目】

- ・デザインコンセプト
- ・ロゴマーク表示色の指定(カラー／モノクロ含む)
- ・シンボルマーク(カラー／モノクロ含む)
- ・ロゴタイプ(カラー／モノクロ含む)
- ・シンボルマーク・ロゴタイプの組み合わせ
- ・精刷データ
- ・ネガティブ(反転)表示パターン
- ・余白(アイソレーション)の設定
- ・表示色と背景色の関係
- ・最小使用サイズの設定
- ・禁止事項の設定

4) パンフレットの制作

取材、写真撮影、デザイン、編集（レイアウト等）、文章及びイラスト・図等の作成、校閲、印刷製本等、パンフレットの制作に係る業務一式を行うものとする。

【掲載項目】

ターゲット層に対し、仙台市のポテンシャルや「せんだい都心再構築 2036」の各施策を活用することのメリットや効果について、以下に示す仕様および掲載案等を参考にし、分かりやすく説明することを重視する。なお、具体的内容は契約締結後に相談の上、決定する。

【仕様】

- ① サイズ及び製本：A3 見開き（A4 仕上がり）、表紙及び裏表紙を含め 4 ページ程度
※なお、上記以外の提案も可
- ② 色：フルカラー
- ③ 紙質：マットコートもしくは同等以上
- ④ 部数：500 部

【掲載案】

ページ	想定される掲載内容及び作成する上での留意点
表紙	・興味・関心を喚起し、手に取ってもらえるような魅力的なデザインとするとともに、パンフレットの内容や目的が一目で伝わる構成
A3 見開き 左ページ	以下の内容等を掲載し、投資先としてのポテンシャルを示す ・地理的特性（首都圏及び海外からの交通アクセス等） ・経済や観光の主な取り組み ・「2036 年プロジェクト」や「音楽ホール・中心部震災メモリアル拠点複合施設整備事業」等の中心部まちづくりに関するその他の取組を紹介
A3 見開き 右ページ	「せんだい都心再構築 2036」の概要 ・これまでに施策が活用された物件紹介 ・各施策について（令和 8 年 5 月 28 日に新規・拡充された施策や開発促進施策を中心に分かりやすく概要を紹介）
裏表紙	・A3 見開きの右ページに引き続き各施策を紹介 ・専用ウェブサイトへのリンクを掲載

5) イメージパース制作

「せんだい都心再構築 2036」及び中心部まちづくり施策の将来像を分かりやすく発信するため、都心部の将来イメージを表現したイメージパースを制作すること

- ・業務目的及び実施方針を踏まえ、本市が目指す将来の都市空間やまちの魅力、にぎわい、回遊性等を視覚的に表現したイメージパースを制作すること。
- ・イメージパースは、中心部の主要エリア 5 箇所程度を対象に制作すること。対象箇所及び具体的な内容については、契約締結後に発注者との協議により決定する。
- ・パース制作に当たっては、発注者が提供する資料、各種計画等を踏まえるとともに、必要に応じて取材や現地調査を行うこと。
- ・都市空間の魅力や将来の利用イメージを伝えるため、建築物、道路、公共空間、緑地、歩行者空間等を含めた表現とすること。

- ・制作に当たっては複数回の協議及び修正対応を行い、発注者の確認を得たうえで完成させること。
- ・制作したイメージパースは、ウェブサイト、動画、パンフレットその他本市の広報媒体で二次利用可能なものとする。
- ・イメージパース5点を電子データ（AI、PSD等の編集可能データ及びJPEG、PNG、PDF形式）、納品するとともに、印刷物及びウェブ掲載に対応可能な解像度とすること。

6) 専用ウェブサイトの構築及び保守運用

- ・ウェブサイトの構築にあたっては、新たにドメインを入手するとともに、サーバーを手配し、これに要する経費も本業務の委託料に含まれるものとする。また、ドメイン、サーバーのアカウント情報は発注者に提供すること。
- ・サーバーの移転が必要となった際は、同じドメイン名を継続して利用できるように必要な対応を行うこと。なお、受注者の都合でサーバーを移転する際は、移行、移転に係る手続き及びデータ移転作業は受注者が行うこと。
- ・ウェブサイトには、Google Analytics を活用したアクセス解析及び効果測定が可能となる設定を行うこと。また、必要に応じて計測タグの設置や初期設定を実施すること。
- ・利用者が目的の情報を探すために、主要な検索エンジンを利用することを考慮し、各ページのSEO内部施策を行うこと。
- ・委託契約期間内において、当該サイトの保守運用を行うこと。なお、保守範囲は情報セキュリティ対策の実施、障害への対応及び発注者からの質問対応とする。
- ・Webサーバーの定期的な保守点検及びバックアップを実施すること。なお、Webサーバー、CMSサーバー及び各種ネットワークに関するハードウェア、ネットワーク環境は、レンタルサーバーやクラウドサービス等により提供し、発注者の庁舎にサーバー機器等を配置しないこと。
- ・使用するサーバー、ネットワーク環境は適切なセキュリティ対策を施し、不正アクセスによる情報の流出や改ざんを未然に防ぐこと。
- ・本業務で提供されるCMSサービスへのアクセスは、一般インターネット回線を使用することとし、ID、パスワード認証でログインを行えるようにすること。パスワード認証は、アルファベットの大文字・小文字、数字を組み合わせた最低12桁の設定に対応すること。
- ・HTTPSによる安全な通信を確保することとし、これに伴い生じるSSL証明書の発行の費用は本業務の委託料に含まれるものとする。
- ・ウェブサイトの運用開始から令和9年3月31日（水）までの企画を含めた運用・保守は、本業務内で行うこと。
- ・障害発見時には速やかに本市担当者へ連絡し、障害への対応について調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応及びデータの復旧作業を行うこと。
- ・ウェブサイト制作後5年間（令和9年4月1日から令和14年3月31日まで）の保守管理の見積額を別途提出すること。この見積額は、提案上限額に含まないが、ウェブサイト制作後の単年度毎の保守管理料は、審査の対象とする。単年度毎の想定される運用管理項目は以下のとおり。
 - ① 毎月1回程度の写真・画像の差し替え、テキスト修正、及び記事の作成追加
 - ② 不具合があった場合の復旧及びメンテナンス業務
 - ③ 年2回のアクセス分析及び分析レポートの作成

7) 専用ウェブサイト運用のための管理マニュアル作成

- ・制作後は本市で更新を行うことを想定し、ウェブサイト編集の専門的な知識を有しない職員であっても容易に編集可能なCMSを導入し、運用マニュアルを作成すること。当該マニュアルの作成にあたっては、発注者とマニュアルの構成及び内容について十分に協議を行うこと。
- ・上記マニュアルはCMSパッケージに標準で付随するものではなく、本市における運用の事情や要望を反映し、平易な言葉を使用して一連の操作方法を解説すること。なお、PDF及びWord形式で納品し、CMSからも参照できるようにすること。
- ・公開・削除日時の指定、公開に関する承認等をシステムで行う環境（記事を編集できるユーザーと承認できるユーザーが別々）を整備し、導入するCMSは、受注者に限らず他の者が運用・保守を引き継ぐことを可能にすること。
- ・発注者が利用するPCのWindows環境及びMicrosoft Edge最新版で利用可能であること。また、Webブラウザのバージョンアップにも対応できること。
- ・編集機能は、テキストの編集のほか、PDF、Word、Excel等のファイル添付や、静止画、動画、Google Map等の埋め込みに対応すること。

7. 成果物

第6項第1号から第7号までに定める成果物及びコンテンツデータを発注者に提出する。データ関係はDVD-R、USBメモリ又は発注者が指定する電子媒体に格納し、2枚を発注者へ納品するものとする。納品媒体は納品前にウイルスチェックを行い、セキュリティ上問題がないことを確認すること。納品場所は政策企画課とする。

8. 業務遂行上の留意点

(1) 権利の帰属

当該業務の成果に関する権利は、全て発注者に帰属するものとする。また、発注者と受注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面又は電磁的記録により確認を行い、その費用は全て委託料の中で賄うこと。

著作権や著作者人格権に関して係争が発生した場合は、受注者の費用により受注者が対応すること。

この契約によって制作された成果物や成果物を構成する素材について、発注者がそのまま又は改変の上、別の媒体に使用することを妨げないものとする。

(2) 特記仕様書

本仕様に記載のない仕様については、受注者の提案を受けて受注者と発注者が協議の上決定し、本業務委託にあたり採択された提案書を特記仕様書として取り扱う。

(3) 届出及び報告

受注者は、以下の事由が発生したときは、速やかに発注者へ届出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。

- ・業務履行体制の変更をするとき
- ・業務履行に際して事故が発生したとき

・発注者から届出又は報告を求められたとき

(4) 打合せの実施

受注者は、業務の進捗状況や課題について発注者に報告を行い、また業務履行にあたっての調整又は確認を行うため、随時打合せを実施する。

(5) 環境への配慮

受注者は業務の履行にあたり、「仙台市環境行動計画」の趣旨に鑑み、環境負荷の低減に配慮すること。

(6) 合理的配慮の提供

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<https://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(7) 注意義務

受注者は本業務遂行に当たり第三者へ損害を及ぼすおそれがある場合は、受注者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受注者の責任及び負担において賠償すること。

9. 委託料の支払い

発注者は、第7項に定める成果物について、検査合格後委託料を支払うものとする。

10. 業務に関する提案

受注者は、本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、第2項の目的を達成するためによりよい手法、技術又はアイデアがあるときは、発注者に対して積極的にこれを提案するものとする。

11. 協議

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、その都度発注者と受注者との協議により決定するものとする。